

【晴海客船ターミナル再整備事業】中央区まちづくり基本条例に基づく区と区民との協議について

中央区まちづくり基本条例 開発計画に反映する事項一覧表

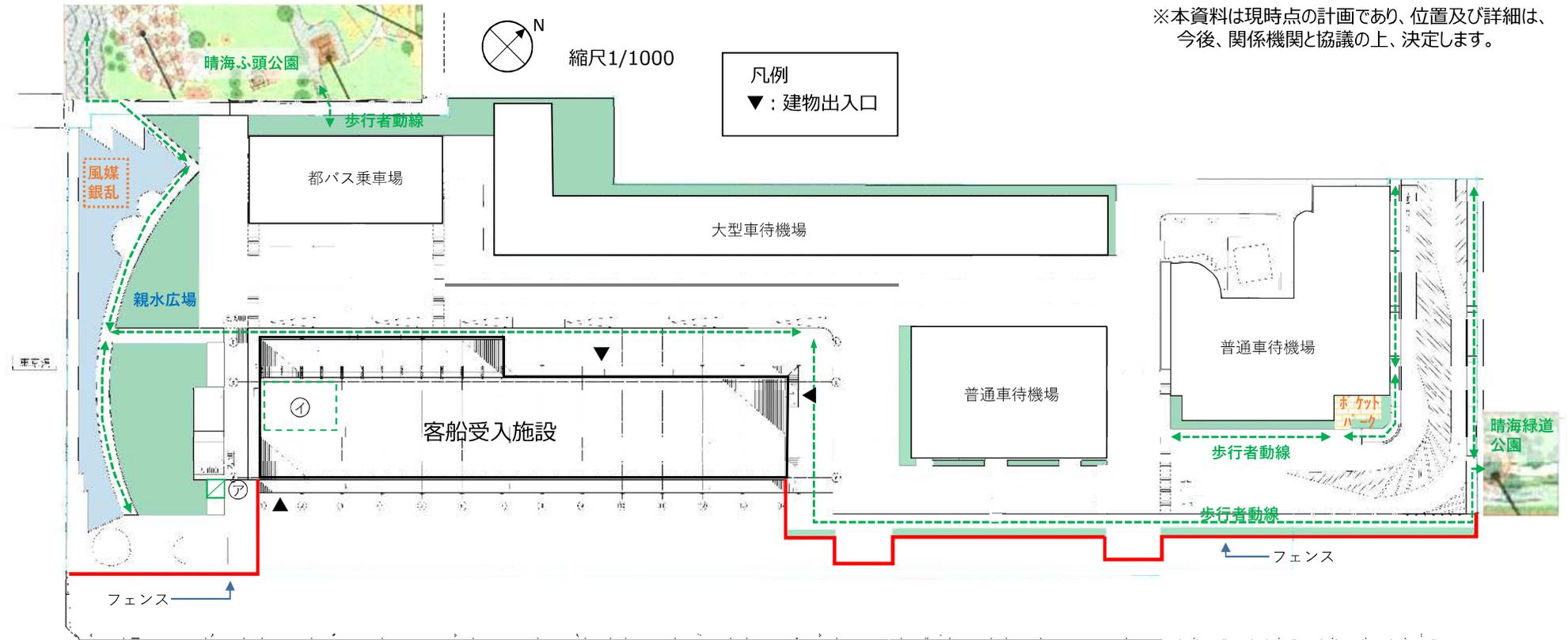
■必須項目（中央区まちづくり基本条例第7条第1項各号に定める開発計画への反映事項）
⇒4つの区分ごとに2つ以上の対象施設を選択

■選択項目（中央区まちづくり基本条例第7条第2項各号に定める開発計画への反映事項）
⇒5つの区分のうち1つ以上を選択し、選択した区分ごとに1つ以上の対象施設を選択

区分	対象施設等	選択項目
環境対策	①地上部・屋上の樹木等の植栽	
	②喫煙所	○
	③カーシェアリング用駐車場	
	④電気自動車用充電設備付駐車場	
	⑤省エネルギーに資する設備の設置	
	⑥再生可能エネルギー活用施設	○
	⑦地域冷暖房用プラント	
	⑧雨水利用するための貯蔵（日常時）の設置	
	⑨公園・児童遊園	
	⑩防風スクリーンの設置、防風のための植栽	
	⑪コミュニティサイクル用駐車スペース	
	⑫道路の表層・基層・街築の整備	
	⑬その他これらに類する環境対策に寄与するもの	
防災対策	①避難の用に供する広場	
	②地域防災備蓄倉庫	
	③帰宅困難者一時待機場所及び一時滞在施設	
	④災害用設備の設置	○
	⑤情報発信施設	○
	⑥雨水利用するための貯蔵施設（災害時）の設置	
	⑦雨水流出抑制用の貯蔵施設	
	⑧消防団活動施設	
	⑨防災船着場	
	⑩その他これらに類する防災対策に寄与するもの	
交通対策	①-1自動車駐車場（①-2の対象地域は除く）	○
	①-2自動車駐車場（「中央区東京駅前地区付置義務駐車施設整備要綱」の対象地域の場合）	
	②自動二輪車駐車場	
	③自転車駐車場	○
	④地下鉄出入口の整備	
	⑤歩行空間の整備	
	⑥電線類の地中化整備	
⑦その他これらに類する交通対策に寄与するもの		
良好な景観の形成	①建築物・工作物等の形態	○
	②建築物・工作物等の色彩	○
	③その他これらに類する景観対策に寄与するもの	

区分	対象施設等	選択項目
子育て支援	①保育所	
	②地域型保育事業	
	③幼稚園	
	④認定こども園	
	⑤児童館	
	⑥子育て交流施設	
	⑦一時預かり保育施設	
	⑧病院・病後児保育施設	
	⑨赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設	
	⑩その他これらに類する子育て支援に寄与するもの	
高齢者福祉	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	
	②介護老人保健施設	
	③（看護）小規模多機能型居宅介護事業所	
	④認知症高齢者グループホーム	
	⑤軽費老人ホーム・ケアハウス	
	⑥高齢者向け住宅	
	⑦地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設	
	⑧地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場	
	⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの	
障害者福祉	①日中一時支援事業に関する施設	
	②障害者グループホーム	
	③障害者就労支援施設	
	④障害児通所支援施設	
	⑤生活介護施設	
	⑥短期入所施設	
	⑦その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの	
地域活動の支援	①集会場	
	②地域活動の用に供する広場	
	③コミュニティルーム	
	④スポーツ・生涯学習施設	
	⑤その他これらに類する地域活動支援に寄与するもの	
観光支援	①観光案内所	
	②観光客の一時休憩所	
	③観光バス乗降場	
	④その他これらに類する観光支援に寄与するもの	○

まちづくり基本条例の貢献項目



※本資料は現時点の計画であり、位置及び詳細は、今後、関係機関と協議の上、決定します。

■環境対策

②喫煙所の設置 (ア)

建物外部に喫煙所を設置し、公共用及び建物利用者用として整備する。設置位置は建物護岸側に設置することで、受動喫煙の防止に考慮した計画とする。

⑥再生可能エネルギーの活用 (イ)

建物の屋上に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの活用を図る。



喫煙所イメージ



太陽光パネル イメージ

■防災対策

④災害用設備の設置

屋外に防災照明を設置する。夜間に発災し停電が生じた場合にも照明を確保することで、当該施設や周辺施設の利用者等の安心安全を確保する。※位置及び詳細については今後協議の上決定する。

⑤情報発信施設

デジタルサイネージを設置する。発災時に防災情報を発信することで、当該施設や周辺施設の利用者等へ情報提供を行う。※位置及び詳細については今後協議の上決定する。

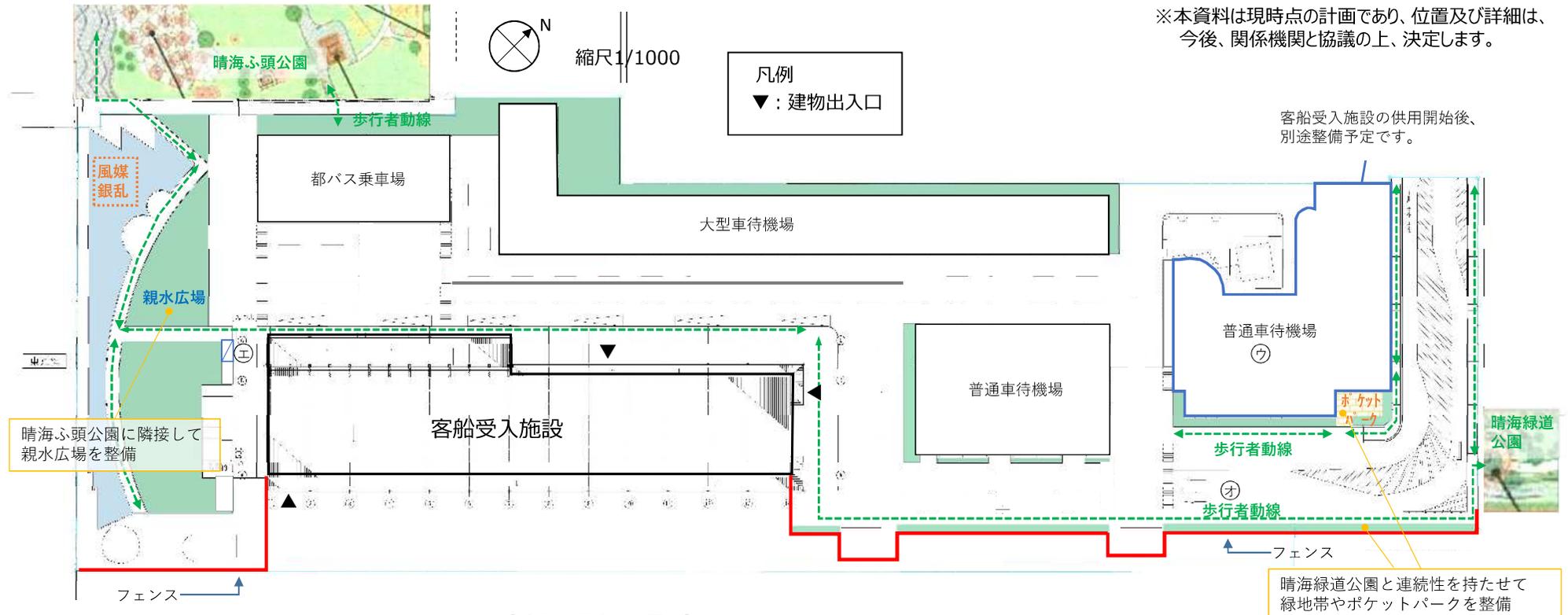


デジタルサイネージ イメージ



防災照明 イメージ

まちづくり基本条例の貢献項目



※本資料は現時点の計画であり、位置及び詳細は、今後、関係機関と協議の上、決定します。

客船受入施設の供用開始後、別途整備予定です。

晴海緑道公園と連続性を持たせて緑地帯やポケットパークを整備

交通対策

①自動車駐車場の整備 (⊕)

周辺施設の利用者等が利用可能な時間貸し駐車場を30台以上整備する。
※位置及び詳細については今後協議の上決定する。

③自転車駐車場の整備 (⊕)

周辺施設の利用者等が利用可能な自転車駐車場を10台以上整備する。
※位置及び詳細については今後協議の上決定する。

良好な景観の形成

①建築物・工作物等の形態 (⊕)

- ・建物配置及び高さは「晴海まちづくりの考え方」に準じる計画とする。
- ・建物を敷地南西岸壁側に寄せて配置し、周辺施設から後退距離をとり、圧迫感の軽減に配慮している。
- ・建物高さは、平屋とすることで、周辺からの海への景観にも配慮している。
- ・晴海ふ頭公園に隣接して親水広場を整備すると共に、晴海緑道公園と連続するように緑地帯やポケットパークを設けることで緑の連続性を確保している。
- ・「晴海まちづくりの考え方」をふまえ、敷地内に晴海ふ頭公園と晴海緑道公園を結ぶ歩行者動線を緑地+歩道にて確保することで、緑・歩行者ネットワークを構築する計画としている。

②建築物・工作物等の色彩

- ・外壁の基本色は、海や空の色彩との調和を考慮し低明度の使用を避け、落ち着いたある景観とするため低彩度を基本とする白系にて計画している。
- ・屋根の基本色は、海や空の色彩が鮮やかに感じられるよう彩度を抑えたグレー系として計画している。

建築物外観イメージパース



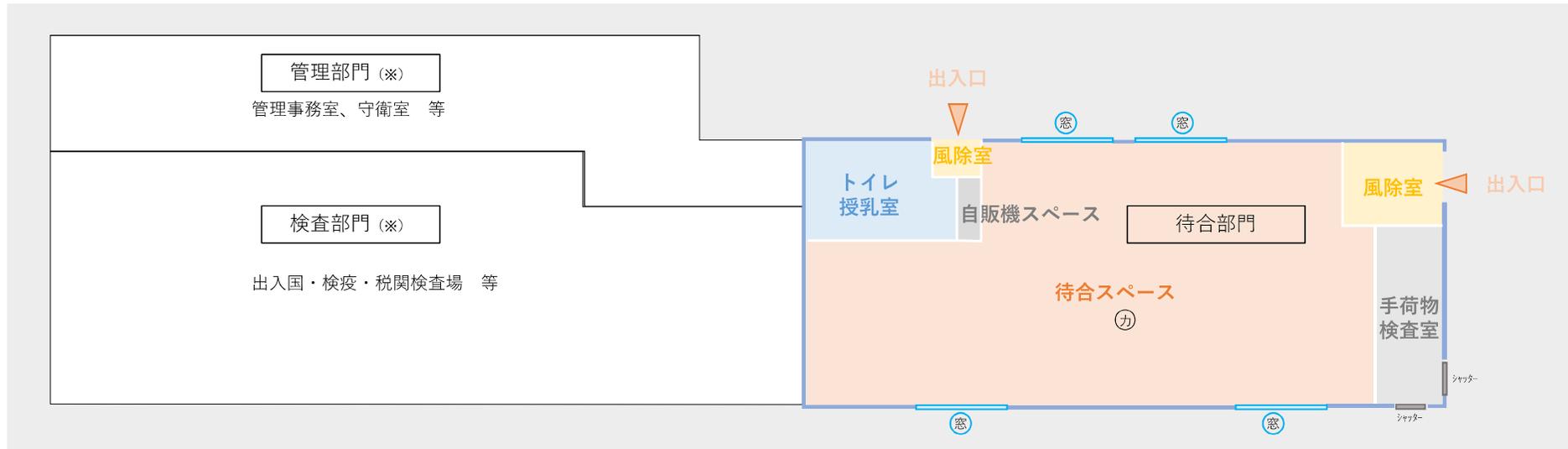
外観



俯瞰

まちづくり基本条例の貢献項目

※本資料は現時点の計画であり、位置及び詳細は、今後、関係機関と協議の上、決定します。



※施設のセキュリティ上、内部レイアウトは省略させていただいております

平面図

■観光支援

④その他これらに類する観光支援に寄与するもの (カ)

- ・待合部門は周辺施設利用者等が休憩できるスペースとして一般開放する。
- ・待合スペースにベンチソファや自販機を設置し、周辺施設利用者等がくつろげる空間とする。
- ・待合スペースに観光パンフレットを設置し、乗船客や周辺施設利用者等へ観光情報を提供する。



待合部門イメージパース